資料編

- l 策定経過
- 2 策定委員会 委員名簿
- 3 策定委員会設置要綱
- 4 用語解説

l 策定経過

年 月 日	内 容
令和2年8月18日	第Ⅰ回境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会
	・高齢者福祉事業の実施状況について
	・介護保険給付等の状況について
	・第8期介護保険制度の概要について
	・計画策定の基本的な考え方について
令和2年 月 日	第2回境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会
	・高齢者の状況
	・計画策定に向けた調査
	・第7期境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価
	・現状と課題の整理
令和2年 2月2 日	第3回境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会
	・第8期境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)
	について
	第4回境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会
	第5回境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

2 策定委員会 委員名簿

氏名		所属・役職等	
保健医療関係者	稲賀 潔	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部鳥取県済生会支部長	
	來間 美帆	境港医師協会理事	
	松本紀和子	食生活改善推進員会会長	
	松本 光彦	境港市健康づくり地区推進員会会長	
福祉関係者	永井 俊	境港市社会福祉協議会会長	
	佐々木憲子	余子地区民生児童委員協議会会長	
	植田 建造	境港市赤十字奉仕団委員長	
	荒井 祐二	社会福祉法人こうほうえん さかい幸朋苑総合施設長	
	遠藤 勲	社会福祉法人境港福祉会常務理事	
	足田 京子	福祉ボランティア	
	志賀 智子	生活支援コーディネーター	
費用負担関係者	渡辺 典子	家庭介護者	
	武良 収	境港市国民健康保険担当課長	
被保険者代表	木村 幹夫	境港市自治連合会副会長・中浜地区自治連合会会長	
	山本 英輔	境港市ことぶきクラブ連合会理事	
	足立 光枝	境港市女性団体連絡協議会会長	
	前田美佐子	公募	
学識経験者	松本 幸永	有識者	
地域事業関係者	清水 厚志	境港市地区社会福祉協議会連絡会会長・	
	ルに 	上道地区社会福祉協議会会長	
	保坂 史子	高齢者ふれあいの家援助員	

3 策定委員会設置要綱

境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 | 条 境港市における高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定するにあたり、 介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所轄事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議検討する。
 - (1) 境港市における高齢者福祉計画の見直しに関すること。
 - (2) 境港市における介護保険事業計画の見直しに関すること。
 - (3) その他計画策定に必要な事項。

(構成)

- 第3条 委員会は委員20人以内で組織し、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表及び費用負担関係者等の中から、市長が委嘱する委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱された日から翌年の3月31日までとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置く。
 - 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
 - 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、会長が招集する。ただし、委員会設置の後最初に行われる委員会 は市長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部長寿社会課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 | |年 | 月 | 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 | 4年4月 | 日から施行する。

附 則

この要綱中第 | 条の規定は平成 | 8年2月 | 日から、第2条の規定は平成 | 8年3月3|日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年|2月|日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月 | 0日から施行する。

4 用語解説

■か行

介護給付費

介護給付費は、要介護 I から要介護 5 の方を対象に給付される介護保険の保険給付費をいう。内訳は、居宅サービス費、地域密着型サービス費および施設サービス費。

介護支援専門員(ケアマネジャー)

要支援または要介護の認定を受けた高齢者等からの相談に応じ、サービス利用に当たりその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、居宅サービス計画を作成し、サービス提供者や施設との連絡・調整を行う者のこと。

介護報酬

事業者が利用者(要介護者又は要支援者)に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者に支払われるサービス費用。介護報酬は、サービスごとに設定されており、各サービスの基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況によって加算・減算される仕組みとなっている。

介護保険法

社会保険方式として | 997年 | 2月に公布。2000年度から施行された。国民の保健医療の向上および福祉の増進を図ることを目的とした法律。

介護保険による保険給付の対象となるのは、要支援・要介護と認定された高齢者等の訪問介護、通所介護、短期入所等の利用、特別養護老人ホームや老人保健施設等への入所などである。

超高齢社会に備え、

- ① 安定した財源の確保、
- ② 保険システム導入により各種サービスを利用しやすくする
- ③ 介護サービスにおける民間活力の導入
- ④ 老人病院や老人保健施設と特別養護老人ホームとの整合を図る 等を目的として、介護保険制度が創設された。

また、2006年4月から「明るく活力ある超高齢社会の構築」、「制度の持続可能性」、「社会保障の総合化」を見直しの基本的視点として、

- ① 予防重視型システムへの転換(介護予防給付や地域支援事業の創設等)
- ② 給付の見直し(居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置)
- ③ 新たなサービス体系の確立(地域密着型サービスや地域包括支援センター

の創設等)

- ④ サービスの質の向上(情報開示の標準化、事業者規制やケアマネジメントの見直し等)
- ⑤ 負担の在り方・制度運営の見直し(第 | 号保険料の見直し、保険者機能の 強化、要介護認定の見直し)が施行された。

介護予防

高齢者が要介護状態になることを未然に防ぐこと、あるいは要介護状態であっても、 状態がそれ以上に悪化しないようにすること。

課税年金

老齢基礎年金や老齢厚生年金など、課税対象となる公的年金等をいう。

※遺族年金・障害年金は非課税年金

共生型サービス

障害者が65歳になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害児者が共に利用できるサービス。

居宅介護支援

要支援者や要介護者が介護保険制度のサービスを利用する際に、利用者の生活状況、 家族環境、利用者の希望などを勘案し、必要なサービスが適切に提供できるよう居宅 サービス計画(ケアプラン)を作成し居宅生活を支援するもの。

ケアマネジメント

要支援または要介護のサービス利用者がその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護(予防)サービス計画を作成し、事業者や施設との連絡・調整を行う一連の活動のこと。

ケアプラン

要介護者等が介護保険サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画です。計画には在宅の場合の「居宅サービス計画」、施設の場合の「施設サービス計画」の2種類がある。

健康寿命

日常的に介護を必要としないで、心身ともに自立した生活ができる生存期間のこと。 平均寿命から介護期間(自立した生活ができない期間)を引いた数が健康寿命になる。

高齢化率

総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合。一般的に、高齢化している社会 は高齢化率によって以下のように区分・呼称されている。

高齢化社会	高齢社会	超高齢社会
高齢化率7%~14%	高齢化率14%~21%	高齢化率21%~

高齢者見守りネットワーク

町内会・自治会等を主体とした見守り活動を行うネットワークで、見守りの必要な 高齢者に対し、地域がその変化に早く気づき、地域が支え合う仕組みづくりを支援す ることをいう。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険法に基づき設立した法人。会員である保険者(市町村及び国保組合) が共同して、国保事業の目的を達成するために必要な事業を行う。

■さ行

サービス付き高齢者向け住宅

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯などが、安心して住み慣れた地域で居住できるよう、バリアフリー構造等を備え、専門員による安否確認・生活相談サービスなどを提供する賃貸住宅のこと。

シルバー人材センター

高年齢者雇用安定法に基づく公益社団法人。臨時的・短期的な業務の請負を行う。 60歳以上で、社会のために役立つ仕事をしたいと考えている人が自主的に組織し、 活動・運営している。

社会福祉協議会

社会福祉事業法に基づく社会福祉法人のひとつ。地域社会において、福祉関係者や 地域住民が主体となり、公私関係者の参加・協力を得て、社会福祉と保健衛生などの 活動を地域の実情に合わせて行っている。

主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)

一定年数以上の実務経験 + 所定の研修終了 + 能力評価でケアマネジャーに資格付与される。地域包括支援センターに配置され、包括的・継続的マネジメントを担う もの。

■た行

団塊の世代

| 947年から| 949年までのベビーブーム期に生まれた人を指し、今の日本の人口比率で最も高い世代。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域ケア会議

地域包括ケアシステムを構築するため、市町村、地域包括支援センター、医師・歯 科医師・薬剤師、リハビリ職等の多職種で、高齢者に対する個別のケースや地域の課 題を題材に検討する会議。

地域支援事業

介護保険法に位置づけられた、市町村が行う事業。被保険者が要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。介護予防事業、包括的支援事業および任意事業を行う。

地域資源

人・物・組織・サービスなど、地域に存在する活用可能な要素を「資源」として捉 えたもの。

地域包括ケア体制

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体化して包括的な支援・サービスを提供する体制のこと。

地域包括支援センター

保健師、主任介護支援専門員および社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、 医療・財産管理・虐待などの相談・支援、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予 防事業等の業務を行う、介護保険法に規定された機関。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、2006年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型特別養護老人ホームなどがある。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地域密着型サービスのひとつ。日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う。

特定施設

有料老人ホーム、ケアハウス等で一定の人員配置等を行ったものが、入居者に介護 サービスを提供する場合には「特定施設」として介護保険給付の対象となる。

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

介護保険施設のひとつ。日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方が対象の施設で、施設サービス計画に基づいて、食事、入浴などの日常生活の介護や健康管理を行う。

■な行

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症についての正しい知識と理解を身につけた人のこと。自分のできる範囲で、友人や家族に知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解し、支えになるような手助けを行う。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

地域密着型サービスのひとつ。認知症の方が少人数での共同生活を送りながら食事、 入浴などの介護や支援、機能訓練を行う。

■は行

標準給付費

要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた 総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高 額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合算したもの。

フレイル予防

フレイルとは、加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能維持向上が可能な状態像を表す言葉で、その予防として栄養、運動、社会参加をバランス良く生活に取り入れることが重要と言われている。

ボランティア

ボランティアをする人、または行為全般を表す言葉。個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することをいう。

■ま行

民生委員等

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、担当地域において住民の社会福祉に 関する相談や支援、生活支援活動等を住民性、継続性、包括・総合性の3つの原則に 沿って活動する。

また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねることになっている。

■や行

要介護(要支援)認定者

被保険者が介護サービスを受けるため、要介護申請を市町村に申請し、認定を受けた者。市町村は申請に基づき、被保険者の心身の状況等を調査する認定調査とともに、

主治医の意見を聞き、一次判定を行う。一次判定結果を踏まえて介護認定審査会で審査・判定した二次判定結果が最終的な結果となる。認定の結果、要介護者、要支援者または非該当者に区分される。要介護者は寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態の人で、要支援者は家事や身支度等の日常生活に支援が必要とする状態の人をいう。

予防給付費

予防給付費は、要支援 | および要支援 2 の方を対象に給付される介護保険の保険給付費をいう。内訳は、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス